

特定医療費（指定難病）助成制度のしおり

那覇市保健所版

1. 制度の目的

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする難病と呼ばれる疾病のうち、国が定めた指定難病について、医療の確立・普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とした制度です。

※指定難病一覧は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>



2. 特定医療費助成の対象となる方

沖縄県に住所を有し、以下のいずれかを満たす場合に対象となります。

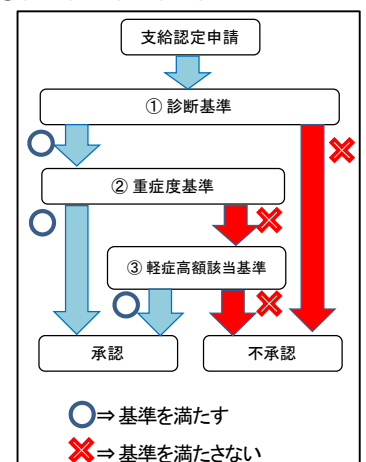
- 1) 指定難病の **①診断基準** を満たしており、**②重症度基準** を満たす方
- 2) 指定難病の **①診断基準** を満たしており、**②重症度基準** を満たしていない方で、**③軽症高額該当基準** を満たす方

【①診断基準、②重症度基準とは】

指定難病ごとに国が定める基準です。基準を満たさず認定されない場合もあるため、主治医とよく相談したうえで申請してください。

【③軽症高額該当基準とは】

軽症高額該当基準は別紙2の「軽症高額申請について（ご案内）」をご確認ください。



3. 特定医療費助成の対象となるもの

受給者証に記載された有効期間内にかかった医療費で、認定された指定難病及びそれに付随して発生する傷病に対して指定医療機関が行う医療費が対象となります。

《医療》①診察 ②薬剤の支給 ③医学的処置、手術及びその他の治療

④居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護

⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

《介護》①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④介護療養施設サービス ⑤介護予防訪問看護

⑥介護予防訪問リハビリテーション ⑦介護予防居宅療養管理指導 ⑧介護医療院サービス

4. 特定医療費助成の対象とならないもの（例）

①受給者証に記載された有効期間外にかかった医療費

②認定された指定難病以外の傷病に対する医療費

③保険が適用されない費用（文書料、差額室料、食事代、補装具など）

- ④はり、きゅう、あん摩、マッサージ等の費用
- ⑤介護老人保健（または福祉）施設等の保健医療機関ではない施設
- ⑥通所リハビリ、短期入所療養看護やホームヘルプサービス、訪問入浴、通所介護、短期入所生活介護などの福祉系サービス

5. 特定医療費助成の対象となる医療機関

特定医療費助成の対象となるのは、難病法に基づき、都道府県や政令指定都市による指定を受けた**指定医療機関**で行う医療費に限ります。（医療費等の払戻しも指定医療機関で行われた医療費に限ります。）

なお、沖縄県以外の指定医療機関については、各都道府県等のホームページからご確認いただくか、医療機関に直接お問い合わせください。

※沖縄県内の指定医療機関の名称及び所在地は、地域保健課ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/chiikihoken/shippei/institution.html>



6. 特定医療費助成の自己負担額

特定医療費助成が認定された場合、支給認定世帯の所得・市町村民税の課税額に応じて、下表のとおり自己負担上限額が設定されます。

特定医療費（指定難病）公費負担制度における自己負担上限額（月額）					
階層区分	判断基準		患者負担割合：2割		
			自己負担上限額（外来＋入院）		
			原則		
			一般	※高額かつ長期	人工呼吸器等
生活保護	生活保護受給者		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 （世帯）	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80万円～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税 ～7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上～25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税 25.1万円以上		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		
※ 「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額（10割）が5万円を超える月が年間6回以上ある者					

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額（10割）が5万円を超える月が年間6回以上ある者

※窓口での自己負担額は、自己負担上限額の範囲内で総医療費の2割（又は1割）となります。自己負担額の累積が自己負担上限額に達した月は、それ以上の自己負担はかかりません。

※自己負担上限額は、受診した指定医療機関を合算した月ごとの自己負担額の上限です。

7. 新規申請の手続き

新規で申請する場合、別紙1（7ページ）の必要書類チェックリストをご確認のうえ、**必要書類をそろえて、那覇市保健所へ申請**してください。

※他の都道府県（転出元）から交付された特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方が、那覇市に転入した場合は、

別紙1の必要書類（②臨床調査個人票を除く）に転出元から発行された特定医療費（指定難病）受給者証の写しを添えて、那覇市保健所へ申請してください。（那覇市に転入後、受診する前に申請してください。）

※申請様式等は、沖縄県地域保健課または那覇市地域保健課ホームページをご確認ください。

（沖縄県）<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/chiikihoken/shippei/nanbyou/hitsuyousyorui.html>

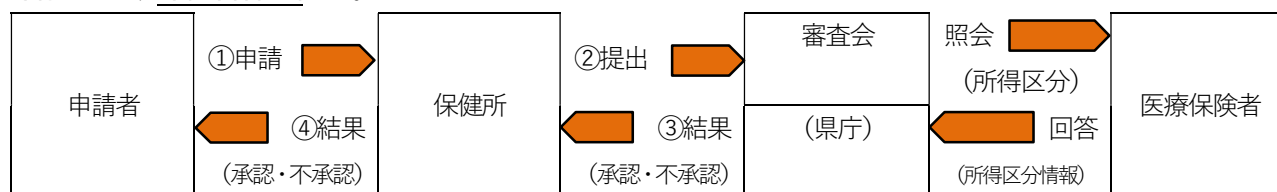
（那覇市）<https://www.city.naha.okinawa.jp/nahahokenjyo/bosihoken/iryouhihojyo/nanbyou01.html>

※新規申請の方法や必要書類など、ご不明な点は**那覇市保健所**へお問い合わせください。



8. 申請手続きの流れ

申請窓口は、**那覇市保健所**です。



※審査会で承認された場合は「受給者証」及び「自己負担上限額管理票」が交付され、不承認の場合は「通知書」が届きます。

※審査結果の送付時期は、“最短”で申請を受け付けた月のおおむね2～3か月後です。申請に必要な書類の提出遅れや、提出された臨床調査個人票の記載内容に疑義がある等で審査に時間を要する場合には、処理期間が4か月以上かかる場合もあります。

9. 認定された場合の有効期間（新規申請）

1月～6月受付分： 「重症度分類を満たしていることを診断した日等」※～その年の12月31日まで

7月～9月受付分： 「重症度分類を満たしていることを診断した日等」※～翌年の9月30日まで

10月～12月受付分： 「重症度分類を満たしていることを診断した日等」※～翌年の12月31日まで

※ただし、保健所受付日より原則1ヶ月前まで。やむをえない理由により申請が遅れる場合（臨床調査個人票の受領に時間を要した、診断後すぐに入院することになった、大規模災害に罹災した等）は最長3ヶ月前まで認められる場合があります。

※詳細は別紙「指定難病と診断された皆さまへ」をご確認ください。

10. 申請事項の変更手続き

氏名、住所、加入している医療保険、支給認定に係る指定難病の変更または追加があったときは、**必要書類をそろえて那覇市保健所へ申請**してください。（変更事項によって必要書類は異なりますので、下記表をご参照のうえ、詳しくは**那覇市保健所**へお問い合わせください。）

1) 変更手続きに共通して必要となるもの

- ・特定医療費（指定難病）受給者証等記載事項変更届または特定医療費支給認定申請書（変更）
- ・特定医療費（指定難病）受給者証

2) 変更事項ごとに必要となる書類 ※別紙1「必要書類のチェックリスト」参照

変更事項	必要書類	備 考
住所・氏名の変更	住民票とう本	代理人が申請する場合は委任状等が必要です。
加入する医療保険の変更	所得課税証明書、医療保険証の写し（又は保険者から交付された「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」、マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等の写し） ※つぎのすべての事項が確認できるものをご提出ください （記号・番号・枝番、氏名、生年月日、資格取得年月日（適用開始日）、被保険者氏名、保険者番号、保険者名） 同意書、収入が確認できる書類（被保険者の市町村民税が非課税の場合のみ）、生活保護停止・廃止証明書（生活保護停止または廃止を受けて医療保険に加入する場合のみ）	
支給認定に係る指定難病の変更・追加	臨床調査個人票（指定難病の診断書）	

11. 認定後の注意事項

1) 指定医療機関を受診する場合

◎指定医療機関を受診する際は、**医療保険証（マイナ保険証等含）、受給者証、自己負担上限額管理票**をセットで窓口提示してください。

2) 自己負担上限額管理票の取扱い

◎指定医療機関が、指定難病に係る治療等の窓口支払額を記入します。

◎所得に応じて受給者の月々の自己負担上限額が定められていますが、月ごとに受診した指定医療機関の自己負担額をすべて合算した上で自己負担上限額を適用します。

◎自己負担の累積額が自己負担上限額まで達した時点でその指定医療機関が確認し、その月はそれ以上の自己負担はかかりません。

◎自己負担上限額管理票を紛失した場合等は、**那覇市保健所**で新しい自己負担上限額管理票を発行します。

3) 自己負担上限額に変更が生じる事由に該当した場合

◎受給者が以下の要件に該当することとなった場合、**必要書類をそろえて那覇市保健所へ申請**してください。

◎なお、生活保護の資格取得・喪失の場合は、決定日から変更後の自己負担上限額を適用し、その他の変更の場合は変更申請が行われた翌月（申請日がある月の初日の場合は、申請が行われた月）から変更後の自己負担上限額を適用し、当該額を記載した受給者証を交付します。

◎必要書類や制度など、詳しくは**那覇市保健所**へお問い合わせください。

《人工呼吸器等装着者》・・・人工呼吸器を装着する場合 ※国が定める基準あり

《生活保護資格の取得・喪失》・・・生活保護を受給する、または生活保護の受給をやめる場合

《**同一世帯内の按分**》・・・同一の医療保険に加入されている方が、特定医療費（指定難病）や小児慢性特定疾病の医療費助成の資格を取得された場合

《**高額かつ長期**》・・・次の条件に該当される方

特定医療費（指定難病）助成制度の受給開始から今まで（直近の12月以内）に、支給認定を受けた指定難病にかかる月ごとの医療費総額（10割分）が5万円を超える月が6か月以上ある

※小児慢性特定疾病医療費助成制度から特定医療費（指定難病）助成制度に移行する方は、小児慢性特定医療費にかかる月ごとの医療費総額も算定対象に含むことができます。

※自己負担上限額が軽減されるのは、自己負担上限額の階層区分が一般所得Ⅰ、一般所得Ⅱ又は上位所得の方です。

4) 受給者が死亡、県外転出した場合

◎返納届を記入し、お持ちの受給者証を添えて那覇市保健所へ返却してください。

◎県外転出の場合、沖縄県発行の受給者証の写しを添えて転出先都道府県で手続きをしてください。

手続きについては、転出先都道府県の難病担当窓口にお問い合わせください。

5) 受給者証の再交付

◎紛失等により再交付が必要になった場合は、再交付申請書を記入し、**那覇市保健所**に申請してください。

6) 有効期間の更新

◎有効期間の満了日以降も引き続き受給者証の交付を受けようとする場合は、更新申請が必要です。

◎毎年6月頃に保健所より更新手続の案内を送付しますので、案内に記載された期限内に、必要書類を添えて更新申請書類を提出してください。

◎更新申請しない場合、有効期間満了後の医療費助成は受けられません。

7) 医療費の返還金請求

◎申請してから受給者証が届くまでの間（有効期間内に限る）に、認定された指定難病に係る医療費（指定医療機関の受診分に限る）がかかった場合や、受給者証及び自己負担上限額管理票をやむを得ない事情により持参せず受診した等の理由で医療費助成が受けられなかった場合は、医療機関からの払戻しを受けるか、沖縄県に対して医療費の払戻し請求（返還金請求）を行うことができます。（ただし、保険適用外の費用（入院時の食事代や個室料、診断書料等）や指定医療機関以外で受けた医療費等は対象外です。）

◎返還金請求の申請様式等は、沖縄県地域保健課ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/chiikihoken/shippei/nanbyou/hitsuyousyorui.html>

◎必要書類や制度など、詳しくは**那覇市保健所**へお問い合わせください。



12. 各種申請窓口及び問合せ先

◎申請先は住所地を管轄する保健所になります。（受付時間は、土曜、日曜、祝日、年末年始を除きます。）

<窓口・お問合せ先>	<管轄市町村>	<受付時間>
北部保健所 地域保健班 〒905-0017 名護市大中 2-13-1 TEL：0980-52-2704	名護市、本部町、今帰仁村、東村、大宜味村、国頭村、伊江村、伊平屋村、伊是名村	午前 9：00～11：00 午後 1：00～4：00
中部保健所 地域保健班 〒904-2155 沖縄市美原 1-6-28 TEL：098-938-9883	宜野湾市、沖縄市、うるま市、北谷町、嘉手納町、読谷村、中城村、北中城村、金武町、恩納村、宜野座村	午前 9：00～11：00 午後 1：00～4：00
南部保健所 地域保健班 〒901-1104 南風原町字宮平 212 TEL：098-889-6945	浦添市、南城市、糸満市、豊見城市、西原町、与那原町、八重瀬町、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、渡名喜村、粟国村、座間味村、南大東村、北大東村	午前 9：00～11：30 午後 1：00～4：30
宮古保健所 地域保健班 〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根 476 TEL：0980-72-8447	宮古島市、多良間村	午前 9：00～11：30 午後 1：00～4：30
八重山保健所 地域保健班 〒907-0002 石垣市真栄里 438 TEL：0980-82-3241	石垣市、竹富町、与那国町	午前 9：00～11：30 午後 1：00～4：30
那覇市保健所 地域保健課 〒902-0076 那覇市与儀 1-3-21 TEL：098-853-7962	那覇市	午前 9：00～12：00 午後 1：00～5：00
沖縄県 地域保健課 〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 TEL：098-866-2215	※申請窓口は各保健所となります。	

13. 保健所の業務案内

保健所では、皆さまの療養生活のサポートを行えるよう活動しています。

詳細については、那覇市保健所にお問い合わせください。

◎難病相談窓口

患者さんの療養上の困りごとや、生活上の困りごと等ついてご相談をお受けします。

◎訪問相談

保健師等がご自宅にお訪ねして、療養生活等のご相談に応じます。

◎医療相談事業

専門医、看護師等による医療相談会、講演会等を開催しています。

◎訪問診療（指導）事業

在宅専門医や訪問看護師、理学療法士、栄養士等による訪問診療（指導）を実施しています。

14. 診断書（臨床調査個人票）の研究利用の同意について

厚生労働省では難病患者の診断書（臨床調査個人票）の情報をデータベースに登録し、指定難病に関する創薬の研究開発や政策立案に活用しています。別添「研究利用に関するご説明」をご一読いただき、同意いただける方は支給認定申請書（様式第1号）に記名をお願いします。

15. 関係機関等

◎沖縄県難病相談支援センター 認定 NPO 法人アンビシャス

所在地：〒900-0013 沖縄県那覇市牧志 3-24-29 グレイスハイム喜納 2-1 階

電話番号：098-951-0567

ホームページ：<http://www.ambitious.or.jp/>



◎難病情報センター（運営元：公益財団法人難病医学研究財団）

指定難病一覧・概要・診断基準・臨床調査個人票の様式などが掲載されています。

ホームページ：<http://www.nanbyou.or.jp/>



令和6年4月1日 那覇市地域保健課作成